

# 第 33 回延岡市農業委員会会議録

(令和 8 年 3 月 27 日)

1. 開催日時 令和8年3月27日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畑 志良一
4	片伯 部 隆	5	菊池 光雄	6	
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8		9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17		18	松原 学
19	戸高 久文	20		21	甲斐 昭浩
22		23	岩佐 美基		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第106号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案 第107号 農地法第5条の許可申請について

報告 第112号 農地法第4条の届出について  
報告 第113号 農地法第5条の届出について  
報告 第114号 農地法第18条第6項の通知について  
報告 第115号 農地法第3条の3第1項の届出について  
報告 第116号 地域計画変更(案)に係る意見聴取について

協議 第51号 農用地利用集積等促進計画(案)について(利用権)

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	太田康晶	局長補佐兼 農地係長	佐藤友美	農政係長	久世美保
		農地係 主任主事	清田則生	農政係 総括主任	中西美香
北方産業建設課	河野泰友	北浦産業建設課 専門主事	木野宮雅敬	北川産業建設課 主事	甲斐健太

## 8. 会議の概要

9:30 開会	
事務局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 33 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事務局長	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 8 番、須藤寛之委員と委員番号 14 番、緒方武彦委員のお二人にお願いしたいと思います。
議長	本日の予定ですが、議案第 106 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから、議案第 107 号 農地法第 5 条の許可申請についてまでの議案 2 件、報告案件 5 件、協議案件 1 件となっています。 なお、総会終了後は、地域計画における、農地法 3 条、所有権の移転の対応に関する研修を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、議案第 106 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。 なお、整理番号 8 番については、松田宗史委員と関連がございますので、整理番号 7 番の後に退席後の審議となります。
議長	整理番号 1 番について、委員番号 3 番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。
花畑委員	委員番号 3 番の花畑です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町蔵田、地目は畑、面積は 2,389 m <sup>2</sup> です。譲渡人も譲受人も北方町蔵田在住の方です。経営状況は 5,129 m <sup>2</sup> 、労力人は 1 人、理由は贈与です。 3月 20 日に、私と甲斐一太郎推進委員と譲受人で現地調査を行いました。現地はちょっと小高い山の上にありました。柿の木が植えてあり、み

<p>議 長</p>	<p>ごとに綺麗に手入れをされていました。譲渡人が高齢のため譲受人に贈与するということだそうです。地域との調和要件も何も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>次に、整理番号2番から3番について、委員番号5番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号5番の菊池です。整理番号2番と3番についてご説明いたします。</p> <p>まずは整理番号2番についてです。農地の所在は北方町曾木の地目が田3筆と畑4筆、面積合計5,223㎡です。譲渡人は緑ヶ丘4丁目在住の方で、譲受人は北方町曾木在住の方です。経営状況は25,798㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月26日に、私と甲斐正太郎推進委員と譲受人で現地調査を行いました。このお二人は遠い親戚にあたるようで、もう前々から譲受人が耕作と管理をしていたようであります。譲渡人も相続した農地であり、この際全部処分したいということで、譲受人に話があつてまとまったようであります。地域との調和要件も別に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして整理番号3番についてです。農地の所在は北方町曾木、地目は田、面積は464㎡です。譲渡人は熊本県熊本市在住の方で、譲受人は北方町北久保山在住の方です。経営状況は11,351㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月26日に、私と甲斐正太郎推進委員と譲受人で現地調査を行いました。この農地はもう前々から譲受人が耕作をしております。昨年譲渡人の母親が亡くなりまして、本人ももう熊本と遠い所に居りますので、この際もう処分したいと譲受人に話があつてまとまったようであります。地域との調和要件も別に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号4番について、委員番号7番、中村みえ委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>中村委員</p>	<p>委員番号7番の中村です。整理番号4番についてご説明いたします。農地の所在は北方町菅原の3筆、地目は田現況は畑、面積合計は391.13㎡です。譲渡人は熊本県合志市在住の方で、譲受人は鶴ヶ丘2丁目在住の方で</p>

<p>議 長</p>	<p>す。労力人は2人、理由は新規取得です。</p> <p>3月26日に、譲受人は仕事の都合で出席できなかったのですが、電話で聞き取りをしたうえで、私と田口誠推進委員とで現地調査を行いました。1枚は綺麗に耕され管理されていました。後の2枚は雑木等がありました。手を入れて利用したいということです。自営で会社を営んでいるので、今後は事務所を移しつつ夫婦で移住し野菜を作っていきたいそうです。何も問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>小 野 委 員</p>	<p>次に、整理番号5番について、委員番号11番、小野有紗委員より説明をさせていただきます。</p> <p>委員番号11番の小野です。整理番号5番についてご説明いたします。農地の所在は北川町川内名の2筆、地目は畑、面積は974㎡と532㎡の合計1,506㎡です。譲渡人は千葉県野田市在住の方で、譲受人は北川町川内名在住の方です。経営状況は2,972㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。譲渡人は千葉県在住なので管理が出来ないため、親戚である譲受人に管理をしてもらっているのですが、高齢になり今後のことを考え譲ることにしたそうです。</p> <p>3月23日に、私と田口誠推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。1枚の農地は茶畑で、譲受人が毎年茶摘みをして綺麗に管理されました。もう1枚の農地はしきみを植える計画だそうです。地域との調和要件も問題ありませんでした。譲受人も農業経験や意欲は十分であり、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>遠 田 委 員</p>	<p>次に、整理番号6番について、委員番号12番、遠田祐星委員より説明をさせていただきます。</p> <p>委員番号12番の遠田です。整理番号6番についてご説明いたします。農地の所在は尾崎町、地目は田、面積は1,414㎡です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は祝子町在住の方です。経営状況は4,679㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月26日に、私と松田純二推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。こちらの農地は元々譲受人が賃借権で食用米を栽培していた農地で、所有権が移転された後も同じように食用米を栽培していくということでした。地域との調和要件も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議 長	次に、整理番号7番について、委員番号19番、矢野光一委員より説明をお願いいたします。
矢野委員	委員番号19番の矢野です。整理番号7番についてご説明いたします。農地の所在は二ツ島町、地目は畑3筆、面積は合計で828㎡です。譲渡人は夏田町在住の方で、譲受人は二ツ島町在住の方です。経営状況は11,922㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。 3月21日に、私と甲斐充伸推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。この農地の近くに竹林があり農地の中にも一部侵入していましたが、竹を除去して整地をしニンクや玉ねぎを植える予定とのことでした。又会社を定年間近の息子がおり、定年後は農業を手伝うことになっているそうです。地域との調和要件も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。

		<p>それでは、松田委員の退席をお願いします。 (松田委員が退席する)</p>
議 長		<p>整理番号 8 番について、委員番号 12 番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。</p>
遠 田 委 員		<p>委員番号 12 番の遠田です。整理番号 8 番についてご説明いたします。農地の所在は祝子町、地目は畑、面積は 680 m<sup>2</sup>です。譲渡人は尾崎町在住の方で、譲受人は祝子町在住の方です。経営状況は 34,524 m<sup>2</sup>、労力人は 2 人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>3 月 26 日に、私と松田純二推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。こちらの農地につきましては、譲受人が元々野菜等の栽培を行っておりまして、もちろん所有権移転後も同じ様に野菜等の栽培を続けていくというような話でありました。地域との調和要件も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>それでは、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局		<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付しています農地法第 3 条調査書の 8 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、遠田委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長		<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なしという事なので採決に入ります。整理番号 8 番について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員		<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>松田委員の再入場をお願いします。 (松田委員が入場する)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第 107 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p>
菊 池 委 員	<p>委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木、地目は畑、面積は 112 m<sup>2</sup>です。譲渡人は北方町曾木在住の方で、児湯郡高鍋町在住の方です。理由は酒類製造所ということでもあります。</p> <p>3 月 23 日に、私と甲斐正太郎推進委員と農業委員会事務局と県の担当者と譲渡人と譲受人とで現地調査を行いました。ここは譲渡人の家のすぐ横にあります菜園場みたいな感じの所でありまして、そこに軽量の鉄骨造りの平屋建てのユニットハウスを建ててそこで製造を行うということでもあります。周りの農地にはそう影響のある所ではありません。そこで今流行りのジンの製造を工場中に一人常駐して行うようでもあります。まだまだ今からいろいろな許可を取ったりする必要があるようでして、まずは土地の確保ということで今回の申請となったようでもあります。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは、農地区分につきましてご説明いたします。</p> <p>整理番号 1 番につきましては、生産性の低い第 2 種農地となります。父親が北方町出身で現在高鍋町在住の会社経営者が酒類の製造業を行う醸造所を建築したいと今回申請となったものです。市道の南側は農振農用地が広がっていますが、谷筋に沿った当該農地を含む周辺には、住宅と狭隘な農地が連なっており集落接続の例外規定に該当することから、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>

議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
松 田 委 員	はい。委員番号 18 番の松田です。製造過程における産業廃棄物、排水関係はどうなってますでしょうか。
事 務 局	はい。普通でしたら麦とかトウモロコシ等を原料として蒸留するのですが、ここでは原料から蒸留するわけではなくて、ベースとなる酒は買ってきてやるのでそのカスは出ません。そして、その隣の叔父さんの浄化槽をそのまま使わせてもらうので、排水関係も産業廃棄物系の水は出ないことになります。普通の浄化槽で処理出来る分だけの物しか出ません。
松 田 委 員	わかりました。
議 長	他ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達いたします。
議 長	以上で議案の審議は終了します。
議 長	引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第 112 号、農地法第 4 条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。</p> <p>議案書の 8 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、畑が 1 筆のみの 165 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 113 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の 10 ページから 11 ページに記載しておりますが、11 件の届出があり、田が 8 筆の 2,975 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆の 835 m<sup>2</sup>、計 13 筆の 3,810 m<sup>2</sup>の転用</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>となっております。</p> <p>次に、報告第 114 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 13 ページから 14 ページに記載しておりますが、4 件の届出があり、田のみ 11 筆の 6,494 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 115 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 16 ページから 17 ページをご覧ください。今回 7 件の届出があり、田が 23 筆の 9,319 m<sup>2</sup>、畑が 14 筆の 4,178 m<sup>2</sup>、計 37 筆の 13,497 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>次に、報告第 116 号 地域計画変更（案）に係る意見聴取についてご説明いたします。 これは、昨年度に策定いたしました地域計画の変更手続きに関して、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき総合農政課から令和 8 年 3 月 5 日付依頼があったものです。 議案書の 19 ページから 20 ページをご覧ください。この下南方地区以下計 22 地区につきましては、昨年 11 月から 12 月にかけて農業委員、推進委員の方々にご協力いただきご意見を伺ったうえ、担い手の追加、削除、経営面積の変更などブラッシュアップを行い計画の実現に向けて地域計画の変更を行うものでございます。 今回の変更については、延岡市が地域農業の将来のあり方に影響が軽微な事案として関係者から意見聴取を行い、地域計画を簡易的に変更する手続きに沿って年度内に公告をする流れになっていることから、延岡市農業委員会規則第 23 条第 1 項第 9 号に基づき、農業委員会事務局長において専決し、令和 8 年 3 月 10 日付で総合農政課に「意見なし」と回答したところでございます。 以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ありません。</p>
-----------------------	--

議 長	無いようなので報告を終わります。
議 長	次に協議第 51 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。</p> <p>計画内容につきましては議案書の 22 ページからになります。整理番号 1 番から 4 番が下南方地区、整理番号 5 番が伊形地区、整理番号 6 番から 28 番が東延岡地区、整理番号 29 番から 31 番が沖田地区、整理番号 32 番から 34 番が細見・小川地区、整理番号 35 番から 55 番が東海地区、整理番号 56 番から 59 番が三須・三輪地区、整理番号 60 番が個別案件での促進計画となっております。</p> <p>次に、議案書 27 ページが耕作者変更の促進計画となっており、整理番号 1 番から 2 番が伊形地区、整理番号 3 番が下祝子地区での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、26 ページの表下にあるとおり 29 人の出し手から 60 筆、42,069 m<sup>2</sup>の農地を個人 10 人および 5 法人に配分するとともに、耕作者変更については 27 ページの表下にあるとおり 2 人の出し手から 3 筆、1,616 m<sup>2</sup>の農地を個人 1 人および 1 法人に配分する計画となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
遠 田 委 員	はい。委員番号 12 番の遠田です。ちょっとお聞きします。近年米価の方が上がってこれがあまり下がらないという状況になりつつあると思うのですが、こういう賃借の場合、現物なりお金なりの契約をする時に賃借の料金を上げて契約をするとか、現物だったら現物を増やすか減らすかして合わせていくとかいうような話は出ているものなんでしょうか。それとも今まで通り変わらない水準で契約されてるのですかね。いろいろそういう変化は出てきたのかなあとちょっとお聞きしたかったのですが…。
事 務 局	いろんな所でそういった話は出てきてます。地権者からは現物支給の米を増やして欲しい、逆に耕作者からは経費が上がってるので減らしたいという意見は聞いています。あと、若干なんですけれども、米が上がったが

	<p>ために、今まで貸してたのに自分で作ろうと返してもらったというケースもちょっとあります。ただですね、最近の動向を見てますと、ようやく米価が下がり気味になってきています。というかあまりにも高くなり過ぎて在庫がだぶついて、段々段々落ちてきているような状況なので、ガソリン価格なんかと一緒にちょっと乱高下するのかなとは思ってます。結局のところそこは契約なので契約の内容を見直すということで個別に対応して頂くしかないのかなあと思っています。地域性がばらばらなので、北方の山手の方で穫れる米の量と平地で穫れる米の量はやっぱり全然違ってくるので、そのへんを全部一緒にというのはなかなか実際には難しいと考えます。</p>
遠田委員	<p>地域でばらばらなのは分かるのですが、今のところ、全体的に極端に賃料が上がってるとか下がってるといった大きな変化というのは見られないということですね。</p>
事務局	<p>マスコミが凄く騒いでて、例えば値段が高いスーパーにわざわざ行ってこれだけ上がってると報道したかと思うと、手のひら返して今度はこれだけ安い米が今売ってますよと担当のスーパーなんかで取材して、それが売り切れましたとかやってるんですけど、往々にして、大体皆さん様子見なところがあるんじゃないかな、皆さん冷静なんじゃないかなあと個人的には思っています。今まで安過ぎたので、ある程度谷あり山ありしながら適正価格に落ち着いてくるのではないかとはいっているところではあります。</p>
遠田委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>他質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。</p>
議長	<p>その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>

議	長 以上を持ちまして第 33 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。
---	--

会長 甲斐壽徳

8番 須藤寛之

14番 緒方武彦